

序章

都市計画マスタープランの 策定及び見直しにあたって

1. 策定及び見直しの背景

従来の都市計画法においては、都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）が都市計画の統括的な基本方針と位置づけられ、都市全体の土地利用及び都市施設（道路・公園など）の配置を中心に諸施策が展開されてきました。

しかし、社会情勢が大きく変化し市民生活も多様化する中で、将来を見据えたよりよいまちづくりを進めていくためには、個々の地域の特徴を生かした市民の多様なニーズ（要望）にきめ細かく対応していくことが必要となりました。

そのような背景のもと、平成4年（1992年）に都市計画法が改正され、市民に最も近い立場である市町村が創意工夫のもとに市民意見を反映し、長期的な視点に立って、さまざまな土地利用のあり方や都市施設の整備などに関する基本的な方針を定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」※（以下「都市計画マスタープラン」という。）が新たに位置づけられました。

朝霞市都市計画マスタープランは、このような背景をふまえ、今後のまちづくりを積極的に進めるために、平成14年度（2002年度）から3年をかけて、市民参加により地域特性に応じたまちづくりの検討を進め、平成17年（2005年）3月に策定されました。

その後約10年が経過し、計画期間の中間年次となることを契機に、社会・経済状況、市民ニーズの変化などをふまえた見直しを行うこととしました。

また、今回の見直しに際しては、本市のまちづくりの指針となる最上位計画である「第5次朝霞市総合計画」との相互連携を図りながら策定を行いました。例えば、従来の土地利用や都市施設などの都市計画に加えて、教育や福祉など都市計画以外の分野の展開の中で、通学路や施設周辺の環境の整備など都市計画が担うべき施策について積極的に位置づけるとともに、都市施設の適切な活用など運用面については総合計画と連携を図るなど、朝霞市の将来都市像の実現に向けて、相互に補完しあう計画を目指しています。



都市計画法（抜粋）

※（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 目的と役割

都市計画マスタープランは、市町村における具体の都市計画の基本的な方向性を示すものであり、制度創設時の要点である「市民意見の反映」をふまえ、これまでの行政主導型の都市計画から市民参加のまちづくりに重点を置いて、市民の参加と理解のもとにまちづくりの将来ビジョンを確立するものです。

このため、本市では、市民の意見を反映しながら、地域特性に応じた土地利用や都市施設などの根拠となる将来都市像を明らかにし、その実現に向けて、本市の定める各種の都市計画についての基本的な指針となり、また個々の都市計画の相互連携の指針となるものを定めることを目的とします。

これらのことから、朝霞市都市計画マスタープランは次のような役割を担います。

1) 市民参加型のまちづくりを進めること

まちを構成する多様な主体（市民、企業、行政など）が計画の策定段階から参画し、まちの抱えている課題や今後の方向性についての合意形成によりまちづくりの円滑な推進を目指します。

2) 個性的で快適なまちづくりを進めるために本市独自の将来像を明らかにすること

まち全体及び地域別の将来像を明示し、多様な主体が共有するまちづくりの将来像や地域別のあるべき姿を確立します。

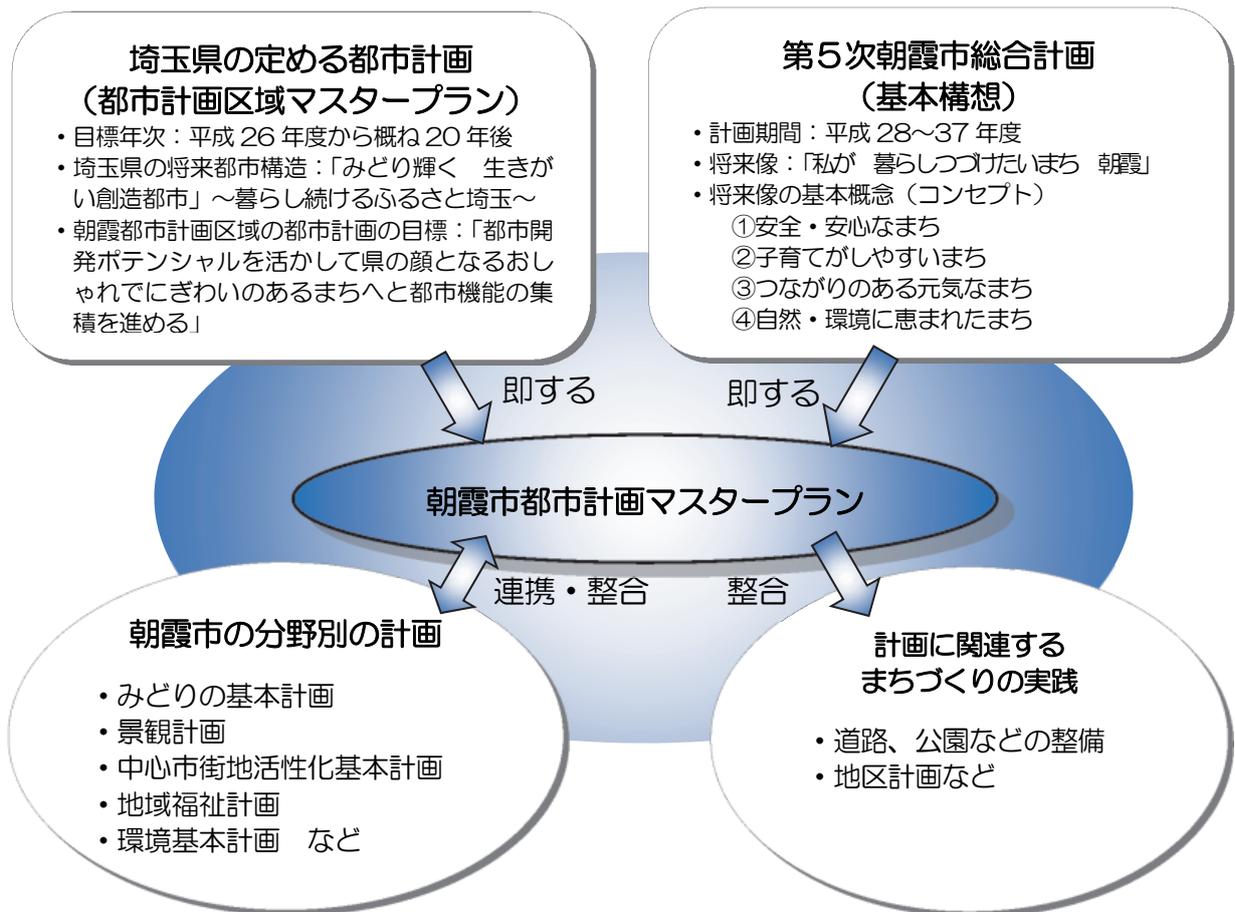
3) 都市計画の決定・変更の指針となること

本市の定める各種都市計画の事業などについての基本的な方針を示します。また、個々の都市計画の相互関係を調整し、まち全体として総合的かつ一体的なまちづくりを目指します。

3. 位置づけ

朝霞市都市計画マスタープランは、本市の総合計画における基本構想や、埼玉県が策定した「都市計画区域マスタープラン」に即して※策定されるとともに、本市の定める各種の都市計画についての体系的な指針となるものです。

また、朝霞市都市計画マスタープランは、関連する本市の各種の計画と相互に連携し、整合のとれたものとなります。



※ 都市計画区域マスタープランは、都道府県が一市町村を超える広域の見地から、主として広域根幹的な都市計画の基本的な方針を定めるものであるのに対し、市町村の都市計画マスタープランはより地域に密着した見地から、その創意工夫のもとに市町村の定める都市計画の方針を定めるものと考えられます。

「即す」とは、計画間の上下関係とも解されますが、むしろ広域と地域という役割分担の中で互いに補完しあいながら、総合的・一体的な都市計画を実現していくものと思われれます。「即す」ためには、少なくとも両者の計画内容が整合していて矛盾がないことが条件となり、都道府県と市町村の間で意見聴取や案の申し出などの手続を通じて調整を図ることが必要です。

参照：(社)日本都市計画学会編 都市計画マニュアルⅠ〔総合編〕 より

4. 策定及び見直しの取組

1) 策定

平成 17 年（2005 年）の朝霞市都市計画マスタープランの策定時には、その検討を担う組織として「まちづくり委員会」と「庁内検討部会」が設けられ、主に本市全体のまちづくりの方向性の検討や施策展開などの調整を行いました。

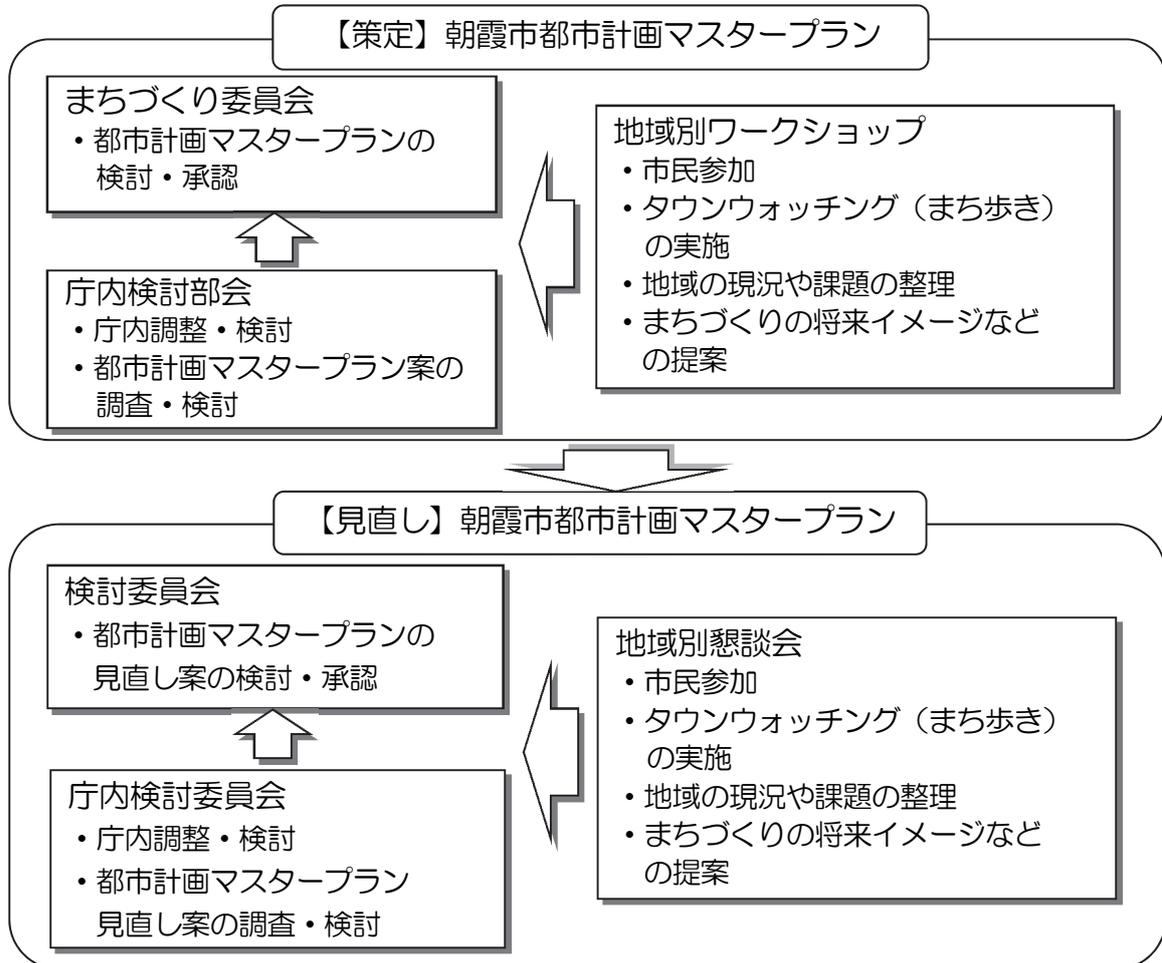
まちづくり委員会は、公募による市民や学識経験者、市内関係団体の代表者などで構成され、都市計画マスタープラン策定についての検討・承認を、また庁内検討部会は、まちづくりに関連する部署の市職員（課長級）により策定に必要な事項の調査・検討をそれぞれ行いました。

なお、「地域別構想」の検討にあたっては、地域住民の意見や提案をいただくために「地域別ワークショップ」が設けられ、都市計画マスタープランの趣旨である市民参加による計画づくりを進めました。

2) 見直し

今回の見直しにあたっては、平成 17 年（2005 年）の策定時と同様の体制や市民参加の方法を用いて検討を行いました。

【朝霞市都市計画マスタープランの策定及び見直しの取組】

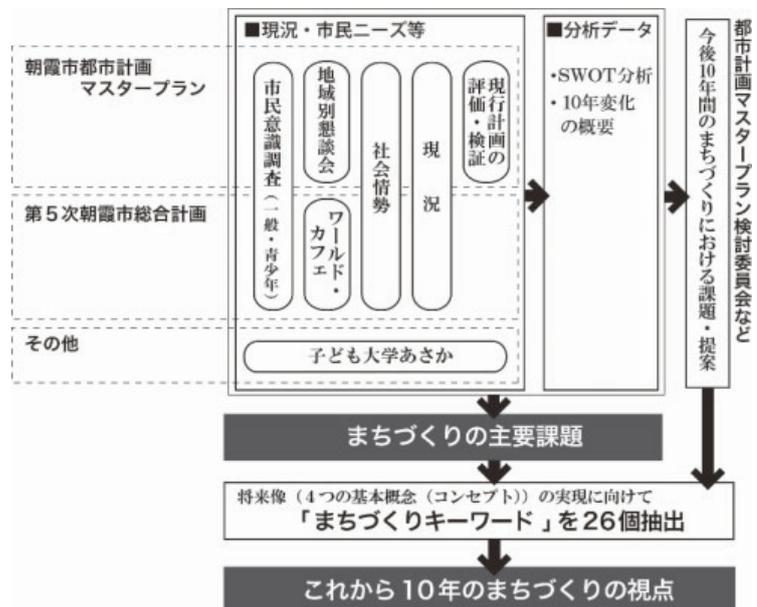


5. 構成

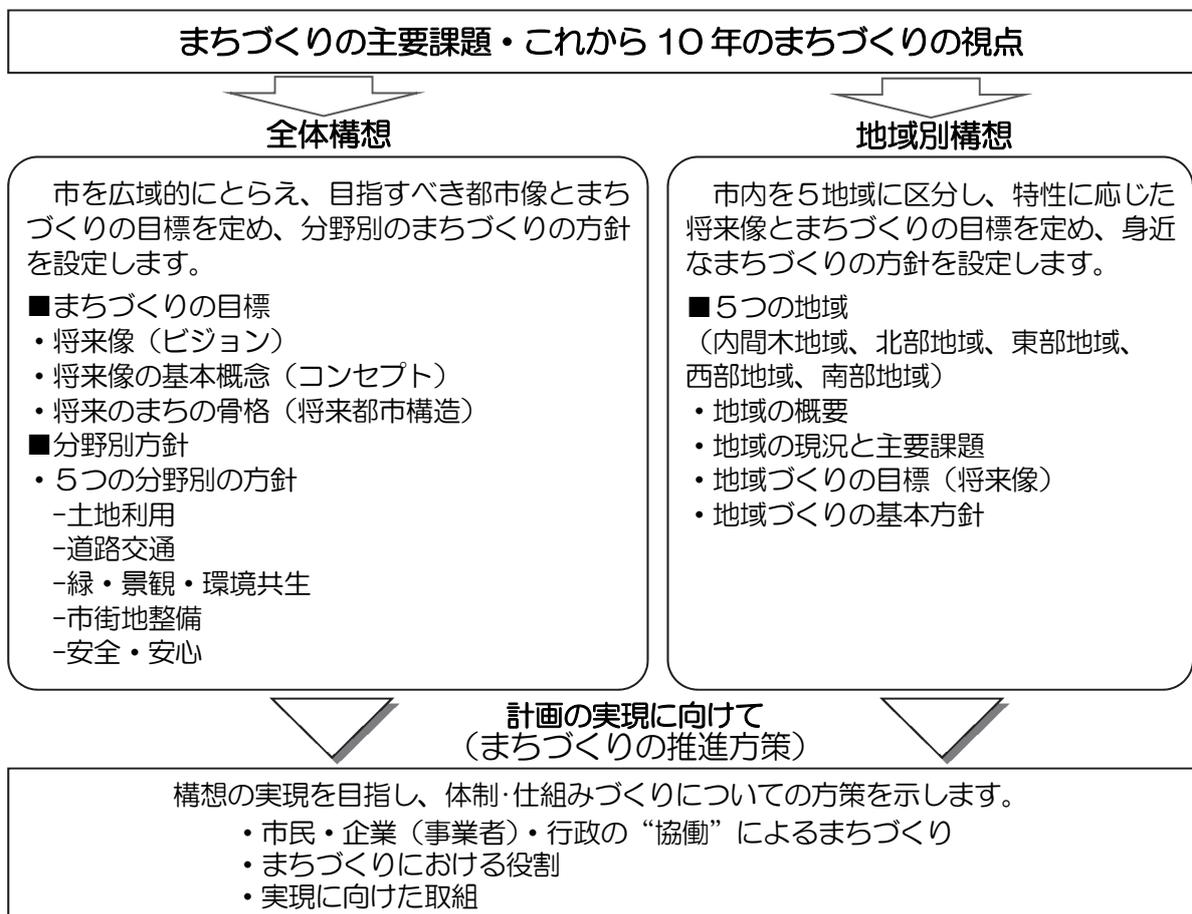
今回の見直しでは、まず、朝霞市都市計画マスタープラン及び第5次朝霞市総合計画の検討において実施した市民意識調査や現況分析、各委員会や地域別懇談会などで得られた多様な意見をふまえ、「まちづくりの主要課題」を整理し、第5次朝霞市総合計画の将来像の実現に向けて、今後10年で取り組むべき「まちづくりのキーワード」を抽出し、「これから10年のまちづくりの視点」を示します。

そして、これらをふまえ、市全体の計画となる「全体構想」、地域ごとのまちづくり方針となる「地域別構想」及び構想の実現化の方策となる「まちづくりの推進方策」を定めます。

【これから10年のまちづくりの視点の抽出フロー】



【朝霞市都市計画マスタープランの構成】



6. 目標年次

望ましいまちの将来像に向けたまちづくりを進めていくためには、多くの時間と労力が必要となります。朝霞市都市計画マスタープランの策定及び見直しにあたっては、長期的な視点が必要となるため、目標年次を朝霞市都市計画マスタープランの策定時から概ね20年後、改訂から概ね10年後の**平成37年（2025年）**に設定します。

なお、社会経済情勢の変化、現在計画されている事業プログラム及び各方針の進捗・熟度などを見据え、必要に応じて適切な見直しや充実を図るものとします。

また、本市の総合計画や、埼玉県が定める都市計画区域マスタープランの見直しの際には、朝霞市都市計画マスタープランの内容の反映について相互に調整を図るものとします。